

北里大学医療衛生学部動物実験委員会規程

平成 26 年 4 月 1 日制定

平成 27 年 11 月 1 日改正

2020 年 1 月 28 日改正

2021 年 6 月 22 日改正

（設置）

第 1 条 「北里大学における動物実験等に関する規程（以下「大学規程」という。）」第 7 条に基づき、医療衛生学部に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この規程において、「動物実験等」、「施設等」、「動物実験計画」、「実験動物管理者」、「管理者等」、「実験動物」は大学規程第 2 条に定めるところによる。

2 本学部における動物実験等には前項に定めるもののほか、以下の各号を含むものとする。

- (1) 動物実験計画の承認をもってその適正性を明らかにすることが必要と管理者等が判断した実験・実習
- (2) 動物の死体、又はその一部を用いる実験・実習で、死体等の処理を動物実験施設に依頼するもの

（委員会の構成）

第 3 条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学科・専攻等（基礎医学部門を含む。）から推薦された専任教員 8 人で、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する者
 - イ 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - ロ 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - ハ その他学識経験を有する者
- (2) 本学部動物実験施設（以下「施設」という。）の施設長
- (3) 施設の実験動物管理者
- (4) その他施設等の管理運営上必要と認められた者

- 2 学部長の指名により、委員のうち1人を委員長とする。
 - 3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
 - 4 委員長は全学動物実験委員会委員を兼務する。
 - 5 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
 - 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは職務を代行する。
- （任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

（運営）

第5条 委員長は委員会を招集し、議長となり議事を統括する。

- 2 委員長に事故等があるときは、副委員長が議長の職務を代行する。
- 3 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席（委任状によるものを含む。）がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（任務）

第6条 委員会は、本学部における動物実験等に関する次の事項を審査又は協議する。

- (1) 動物実験計画の審査及びその適正性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。
- (4) 教育訓練の実施又は適正性に関すること。
- (5) 自己点検・評価、情報公開、外部検証に関すること。
- (6) 医療衛生学部動物実験施設の運営に関すること。
- (7) その他本学部における動物実験等の適正な実施に関すること。

（報告義務）

第7条 委員長は、委員会の審査結果及び協議事項について学部長に報告又は助言するものとし、学部長が重要と認めた事項は、教授会に諮らなければな

らない。

（守秘義務）

第8条 委員は、委員会で知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

（事務局）

第9条 委員会の事務は、医療衛生学部事務室及び相模原キャンパス大学共通事務室が担当する。

（議事録）

第10条 事務局は、開催委員会に関する議事録を作成し、委員会の承認を経て保管する。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て教授会で決定する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（旧規程の廃止）

2 この規程の施行をもって、医療衛生学部動物実験委員会内規を平成26年3月31日付で廃止する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（北学総第2019-10923号）

この規程は、2020年1月28日から施行する。

附 則（北学総第2021-03537号）

（施行期日）

この規程は、2021年7月1日から施行する。